

南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会要綱

(設置)

第1条 南島原市における児童・生徒を取り巻く状況や地域の実情等を基に、南島原市立小・中学校（以下「学校」という。）の適正規模及び適正配置の在り方を検討するため、南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、教育委員会教育長へ報告を行う。

- (1) 学校の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員14人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 学校関係者 4人以内
- (3) 保護者代表 6人以内
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、検討委員会が教育委員会教育長に報告した日までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 検討委員会が必要と認めたときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この告示の施行後最初に招集すべき検討委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、南島原市教育委員会教育長が招集する。